

議題 4 号

工事等の金額入り設計書の交付手続の見直しについて**1 概要**

入札に参加しようとする事業者にとって、過去の入札において設定された最低制限価格等の検証や積算の研究のため、入札執行済みの工事等の金額入り設計書を入手することが有益であり、これらの情報を開示請求するケースが近年特に増加している。

そこで、事業者の利便性の向上と実施機関の事務負担の軽減のため、開示請求によらなくとも、これらの情報を提供する新たな枠組みを設けようとするもの。

2 現状の手続と問題点

工事等の金額入り設計書の開示請求は、開示決定等の件数を基準にカウントした場合、総数約 6 0 0 0 件に対し、2 0 0 0 件を超えるまでになっており、さらに増加する傾向にある。

また、積算単価等が公表されていて、ごく一部の例外を除いて全部開示としてきたこれまでの実績から、情報提供による対応が可能と考えられるが、一般の開示請求手続に依っているため、実施機関の事務負担の増加をもたらしているとともに、事業者の迅速な情報入手の妨げとなっている。

具体的には下表のとおりである。

手 続	問 題 点
開示請求書の提出	様式中の「行政文書の件名又は内容」が一般的な記載なので、発注機関、開札日等、工事案件の特定に必要な情報が、事業者にもかかわらず、記載が徹底されず、発注事務所の検索や工事案件の確認に総合窓口や担当課（所）の負担となっている。
開示決定等の通知書の作成	情報提供と比較して開示決定通知書の作成・押印等の事務に時間を要している。
写し等の交付申請書の作成	すべての事業者が CD-R 等の交付を前提に請求しているにもかかわらず、開示決定等を行った上で、交付の段階でさらに写し等の交付申請書の作成を求めている。

3 改善案

工事等の金額入り設計書の写しについて、別紙 1 「見直し案フロー図」のとおり、開示決定通知書の作成を不要とするなど、より簡易な方法により提供することとする。

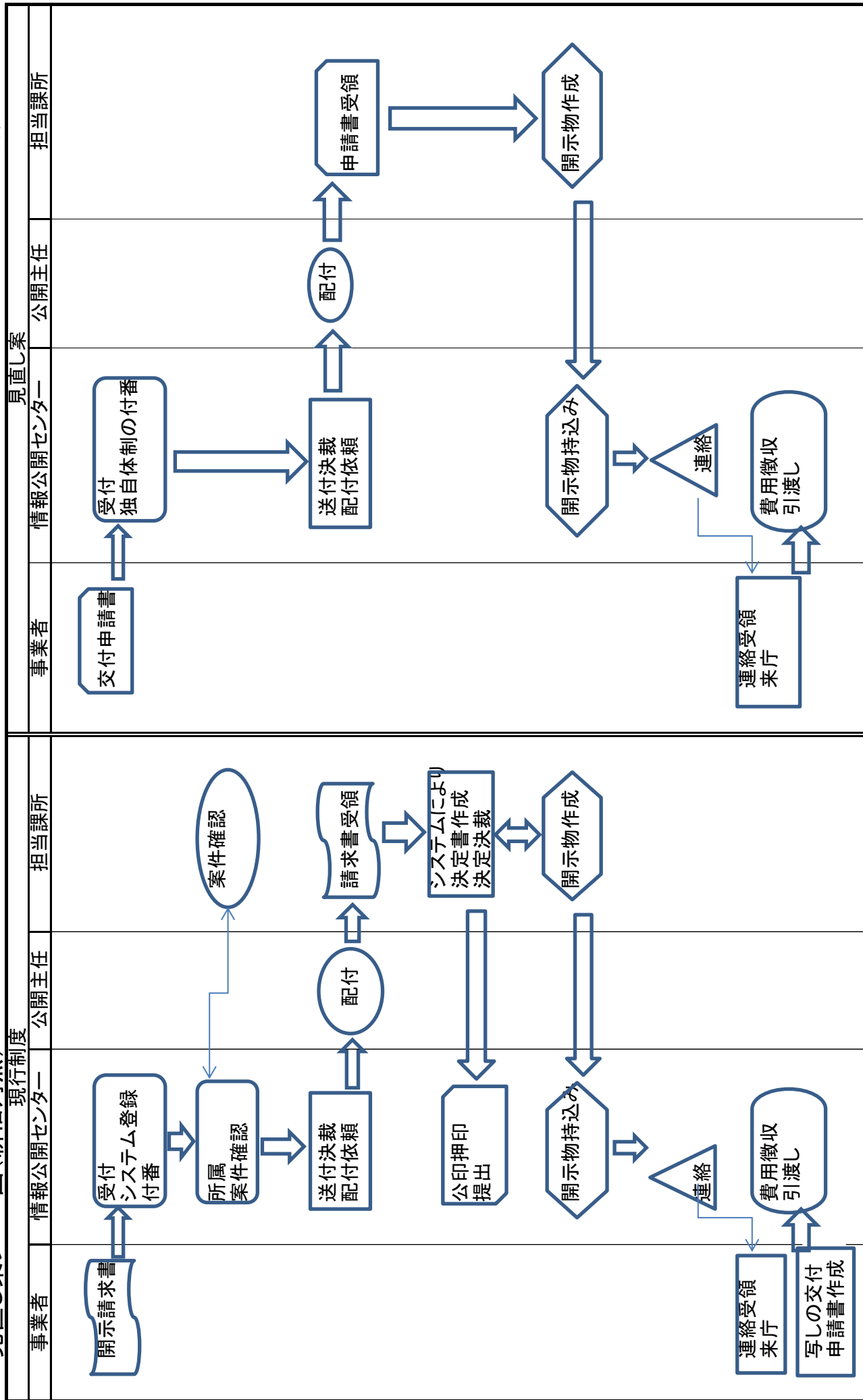
そのため、別紙 2 「知事部局の各課（所）が発注した工事等の金額入り設計書等の写し等の交付に関する要領（案）」（実施機関ごとに制定）を制定し、開示請求手続と異なる情報提供制度を新設する。

4 他県の状況

本年 5 月 2 0 日に調査したところ、東京都、神奈川県、埼玉県等 1 2 の都府県において、開示請求手続と異なる簡便な手続により情報提供を行っている。

見直し案フロー図(新旧対照)

<別紙 1>



知事部局の各課（所）が発注した工事等の金額入り設計書等の写し等の交付に関する要領
（案）

平成28年4月1日

1 目的

この要領は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第26条及び知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第7の1の趣旨に従って、知事部局の各課（所）が発注した工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の金額入り設計書等の写し等を県民等からの求めに応じて交付する場合の手続を定めるものとする。

2 交付の対象となる工事等

交付の対象となる工事等は、契約締結が完了したもの（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経たもの。）とする。

3 交付する金額入り設計書の範囲

交付する金額入り設計書の範囲は、原則として次の情報を除いた範囲とする。

- (1) 農林水産部で使用する積算システムにおいて設定されたコードで、第三者に開示しないこととなっている部分
- (2) (1)の他、条例第8条各号による不開示情報に該当する部分

4 交付の申請

交付を受けようとする者は、工事等の金額入り設計書等の写しの交付申請書（別記様式。以下「交付申請書」という。）を総合窓口又は出先機関窓口に提出するものとする。

5 交付の期限

交付の期限は、原則として交付申請書の受付を行ってから30日以内とする。

6 費用の徴収

交付に係る費用の徴収については、要綱第4の8に準ずるものとする。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(議題第4号 参考)

1 金額入り設計書の開示請求が増加する理由

かつて、工事等の入札に当たっては、予定価格が非公表とされ、その最低制限価格が予定価格に対する割合で設定されていたが、近年、予定価格の事前公表が原則となり、逆に最低制限価格や低入札調査価格が複数の設計項目ごとに設定された割合で算出されるようになった。

入札参加業者は、予定価格と最低制限価格等の範囲内で競争することになるが、入札結果の検証や、次の入札への参加のための積算の参考として、金額入り設計書入手し、実際の最低制限価格等の精査を行うことが有益となっている。

2 全部開示での対応の比率

平成25年度の金額入り設計書の開示請求では、決定件数（複数の工事等を単一決定で行う場合がある。）2003件のうち、全部開示が1976件（98.7%）であり、部分開示は27件（1.3%）に過ぎない。

3 件数の変遷（開示請求におけるCD-R交付の件数）

23年度	24年度	25年度	26年度
342	589	1,007	1,334

※ 開示請求におけるCD-Rの交付は、ほとんどが工事等の金額入り設計書のものであるため、その変遷が工事等の金額入り設計書の請求状況の変遷に相当する。

4 金額入り設計書で不開示となった情報

- (1) 農林水産部で使用する積算システムに係る使用許諾契約において、設定されたコードを第三者に開示しないこととなっている部分。
- (2) 一般社団法人経済調査会等発行の刊行物から引用している積算単価は、発行者から発行日から3カ月以内の公表を行わないように要請があり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして、不開示としている。

5 現在、行われている情報提供の対象項目（継続的に対応している項目）

項 目	対応課（所）
食品営業許可情報 理容所・美容所許可情報 等	13健康福祉センター
建築計画概要書	建築指導課
宅地建物取引業者一覧	建設・不動産課
医療法人の事業報告書	医療整備課

6 法体系に関する整理

現 行	変 更 後
<p>情報公開条例 第7条 開示請求書の提出</p> <p>第12条 開示請求者に対し開示決定等の内容を書面により通知</p> <p>第17条 開示の実施</p> <p>事務取扱要綱 第2 情報公開窓口の設置等 2 行政文書開示請求管理システムの使用</p> <p>第3 行政文書の開示に係る事務 3 開示するかどうかの決定</p> <p>第4 行政文書の開示の実施 8 写し等の交付</p>	<p>情報公開条例 第26条 県は、～中略～情報の提供に関する施策の充実を図り、県民が～中略～情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>事務取扱要綱 第7 情報の提供 1 情報の提供 ～略～既に公表されているもの、～略～などで対応が可能なものについて、県民等から情報の提供を求められた場合、担当課（所）は、行政資料の提供等、求めに応ずるよう努める。</p> <p>2 写し等の交付</p> <p>特化した受付体制の新設 金額入り設計書の写し等の交付に関する取扱い要領等の制定</p>

※ 情報の提供が可能な事項について、開示請求書の提出を求めるなど、原則どおりの開示請求手続から、条例第26条の趣旨に即して情報提供の制度に移行することは、情報公開の総合的な推進に寄与するものと考えられる。

7 他の方法に関する検討

他の方法として、インターネット等を通じて、閲覧させることも考えられるが次の観点から、説明資料「3 改善案」のとおりとしたい。

(1) 全設計書の情報をインターネットにより一律に公表すれば、設計業務を業とするコンサルタント業者の利益を侵害することも考えられる。

現に、そのような方法をとる自治体（1か所）においては、希望者に開示請求をさせ、開示決定時にアクセスのためのIDコード等を教示する方法で、閲覧資格に制限を付しているとのことであり、開示請求に係る手続が同じであることから、このよう方法では十分な事務改善が図れない。

(2) インターネットによる公表とするためには、システムの構築が必要であり、新たな投資が必要となる可能性がある。